



NO. 250

2014. 4. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 小泉 いと子  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>  
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

新年度を迎えて

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
理事長 小泉 いと子

就任より4ヶ月が過ぎ、法人内の各事業所を廻り、職員会議に出席させて頂きました。

職員の皆さんとは、各事業所におけるこれからの課題をともに共有して、取り組んでいきたいと考えています。



障がい者総合支援法では、今年度4月よりグループホームや重度訪問介護の見直しなど、知的障がい・発達障がいのある人へのサービス変更が中心となり進められます。

障害程度区分の見直し

総合支援法では程度区分の判定を見直し、「障害支援区分」へ改め、聞き取り項目が変更されています。特に知的・発達障がいの特性を考慮した項目が新設され、聞き取り調査時にもその点に配慮することが明記されるなど、改善が期待されます。

重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護については、重度の行動障がいのある人へ利用対象を拡大されることになりました。

重度訪問介護は長時間利用のヘルパーサービスであることから、行動障がいのある人が利用するためには事前調整が必要です。そこで、まずは行動援護を利用してヘルパーが長時間支援する際に配慮すべきポイントを洗い出すことになり、4月からは室内での行動援護の利用が可能になります。

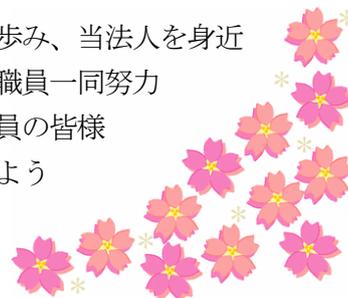
グループホーム、ケアホームの一元化

グループホームとケアホームの一元化については、ケアホームを廃止し、程度区分に関係なく利用できるグループホームへ一元化することになりました。支援事業所からはグループホームの事業報酬が低く、このままでは夜間支援の職員を配置できないという意見がありましたが、現在のケアホームと同じレベルの報酬が設定されることになり、この問題は解決されそうです。またグループホームにおける介助を外部事業所から調達する仕組みや、ワンルームマンションなどで一人暮らしする人でもグループホーム扱いできるサテライト型住居の新設も決まりました。

今後は、このような色々な制度の変化をしっかり内容把握して、子供達の生活に導入し、障がいのある人が安心して豊かに日々過ごせるように、利用者さんに寄り添って色々な立場の方々が関わっていただけることを願っております。

私自身も、各支部の保護者の皆様と直接お話できる機会をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これからも皆様と共に歩み、当法人を身近な親の会として、役員・職員一同努力してまいりますので、会員の皆様にはご協力いただきますようお願いいたします。



新年度を迎えて ～法人内各施設より～

平成26年度となり、法人内事業所においても管理者をはじめ人事異動がありました。

4月号では各事業所の管理者から平成26年度の抱負や思いを掲載いたします。